

各種景観施策の取組み検討について

1 これまでの主な取組み

平成 25 年 10 月より大田区景観計画を策定し、区内の良好な景観形成の実現に向けた取り組みを行ってきた。

大田区景観計画「5章 良好な景観形成の実現に向けて」に示された主な取組み（表1）

取組	実施済	調査・検討開始	未着手
1) 景観法の活用	届出及び勧告、変更命令の措置		景観協定（指定基準等）
2) 他の法制度の活用		屋外広告物条例の活用	
3) 公共施設等の景観整備の方針		区公共施設景観ガイドライン	
4) 景観まちづくりの推進	景観形成重点地区の追加 洗足池景観形成重点地区《資料3》	景観形成重点地区の追加 南北崖線（池上本門寺周辺地区）	景観形成重点地区の追加 左記ほか5地区
5) 良好な景観形成の推進体制や仕組み	良好な景観への表彰制度 (景観まちづくり賞)		景観資源の選定制度
6) 景観重要建造物・樹木の指定		景観重要建造物の指定	景観重要樹木の指定

大田区景観計画の策定から5年が経過

3 今後の方針

これまで、大田区景観計画「5章 良好な景観形成の実現に向けて」における検討すべき事項等については、検討の順位や方向性を明確に整理してはなっていない。

平成 31（2019）年度

表1に掲げる取り組みのほか、近年多くの自治体において課題としている「夜間における景観の形成」について、効果・必要性や緊急性等を検証し、検討の順位付けと各取組の方向性について整理する。

平成 32（2020）年度以降

優先度の高い取組から順次検討を開始する。

2 主な取組みの状況

景観形成重点地区の追加指定等の推進

次の地区は、景観形成重点地区の追加指定を検討する地区に位置づけられている。

蒲田駅周辺、大森駅周辺、南北崖線（池上本門寺周辺及び山王周辺）、美原通り（旧東海道）、羽田地区

南北崖線（池上本門寺周辺地区）について

1 検討状況

地区の土地利用状況、地区を特徴づける要素と歴史的建造物、建築物の色彩調査 等

2 審議会の関与

第12回景観審議会専門部会（平成29年8月）：地区の現状・課題と景観形成の方向性について
第13回景観審議会専門部会（平成29年12月）：現地視察

3 まちづくりの動向

(1) 地域のまちづくり機運

池上地区まちづくり協議会（平成26年3月設立）が平成30年11月に「池上地区まちづくりガイドライン」を取りまとめ、区に提案された。今後、区において、まちづくりの指針である「池上地区まちづくり計画」を策定する予定である。

(2) 地元商店会の取り組み

池上本門寺の参道に位置する池上本門寺通り商店会では、平成28年度に商店街景観整備を実施し、アーチの改修、行灯の設置、日よけ暖簾の設置などを行った。

4 検討の課題

(1) 池上駅や池上本門寺を中心とした地区（面）また、呑川、旧六郷用水散策路、池上通り、新旧参道等（軸）周辺の地区など、様々な地域特性があるため、地域ごとに誘導の方向性を変える必要がある。

(2) 地域の思い（池上地区まちづくりガイドライン）を踏まえ、「池上地区まちづくり計画」を策定するが、その計画に示す地域の将来像を実現するための手法として、景観法の関連手法を活用するのか、その他の制度で行うのか慎重に判断する必要がある。

景観重要建造物の指定

「所有者及び管理者の希望を踏まえた上で、景観上良好な景観を形成しているまたは形成することが望ましい建造物に関して景観重要建造物として指定することが出来ます。」と示されている。

検討状況：区内の建造物調査（約700件）

屋外広告物条例の活用

「良好な景観形成に資する屋外広告物の表示を誘導するため、東京都屋外広告物条例の地域ルール等の制度の活用を検討する。」と示されている。

検討状況：特別区など他自治体の事例収集、屋外広告物条例の許可申請件数 等の基礎調査

大田区公共施設景観ガイドライン（区独自の制度による公共施設の景観形成誘導）

「大田区公共施設景観ガイドラインを作成し、公共施設の計画設計に活用することで景観形成を図ります。」と示されている。

検討状況：計画（案）の作成

景観まちづくり賞（良好な景観への表彰制度）

実施済（PDCA）

景観まちづくり活動の育成という観点で、実績の評価検証を行い、改善するための検討が必要である。

平成27年度 応募数：90件、受賞数（街並み景観部門：5件、景観づくり活動部門：2件）

平成29年度 応募数：68件、受賞数（街並み景観部門：6件、景観づくり活動部門：2件）

夜間における景観の形成

新規課題

照明等によって形成される夜間景観であるが、ライトアップやプロジェクションマッピング等にはぎわいの創出に寄与する一方、無秩序に行なわれていること、不要な範囲への投射や光量から発生する光害等の課題を抱えている。したがって、大田区における夜間景観の形成について検討する。

都の動き：都市づくりグランドデザイン（H29年）政策方針28にライトアップの促進について示された。

東京都景観計画（H30年）

夜間における景観の形成に関する方針が示された。

（仮称）公共施設等のライトアップ基本方針（H30年策定予定）